

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律

八

◎平成二十年度における財政運営のた

めの財政投融資特別会計からの繰入

れの特例に関する法律

(平成二十二年三月四日法律第四号)

一、提案理由(平成二十二年一月九日・衆議院財務金融委員)

○中川国務大臣 ただいま議題となりました平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)においては、急激な内外の金融経済情勢の変化に対応し、国民生活と日本経済を守る緊急の備えを万全にする観点から策定されました生活対策及び生活防衛のための緊急対策に盛り込まれた施策を実施するための経費を計上しております。

これらの措置に必要な財源を確保するため、臨時の措置とし

て、財政投融資特別会計の積立金を活用することとしております。

本法律案は、これを受けて、平成二十年度における財政投融資特別会計財政融資金勘定からの一般会計への繰り入れに関する特例措置を定めるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年一月一三日)

○田中和徳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、同年度において財政投融資特別会計財政融資金勘定から四兆一千五百八十億円を限り、

一般会計へ繰り入れる特例措置を定めるものであります。

.....(略).....

両案は、去る一月六日当委員会に付託され、九日中川財務大臣並びに提出者柳澤伯夫君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

また、同日中川正春君外三名から、民主党・無所属クラブの提案に係る平成二十年度財政投融资特別会計繰り入れ特例法案に対する修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

かくて、本日麻生内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、修正案及び銀行等株式会社保有制限法改正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十二年三月四日)

○円より子君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、政府提出の平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計から繰り入れる特例に関する法律

政投融资特別会計からの繰り入れの特例に関する法律案は、平成二十年度的一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から四兆一千五百八十億円を限り、一般会計に繰り入れる特例措置を定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣、関係大臣及び発議者に対し、定額給付金の意義と妥当性、定額給付金の経済効果、自治体が行った定額給付金事業の準備行為を補助金の対象とすることの是非、銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開する理由、持ち合い株以外の資産買取りを検討する必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して大久保勉理事より、政府提出の平成二十年度財政運営特別法案に反対、銀行等株式会社保有制限法改正案及び二会派共同提出の平成二十年度財政運営特別及び対策実施制限法案に賛成、自由民主党及び公明党を代表して荒木清寛委員より、政府提出の平成二十年度財政運営特別法案及び銀行

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律

一〇

等株式保有制限法改正案に賛成、二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案及び銀行等株式保有制限法改正案に反対、二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、政府提出の平成二十年度財政運営特例法案は賛成少数により否決すべきものとし、銀行等株式保有制限法改正案及び二会派共同提出の平成二十年度財政運営特例及び対策実施制限法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二十一年三月四日、憲法第五十九条第二項の規定に基づき再可決した。